

消防署所等に係る整備指針

1 設置目的等

(1) 役割と機能

消防本部及び消防署所（以下「消防署所等」といいます。）は、火災、救急、救助等の災害時の活動拠点及び災害予防の指導、啓発拠点としての役割を担うとともに、地域住民を対象とした防火、防災及び救急の学習機能を持ち合わせています。

消防署所等の庁舎（以下「消防庁舎」といいます。）は、日々発生する消火、救急、救助活動を始め、いつ起こるかも知れない地震や津波等の自然災害、テロ災害などに迅速に対応するため、24時間稼働する施設であり、大規模災害時の県内外からの消防応援部隊を受け入れる施設でもあります。

(2) 施設の種類と分類

ア 消防本部（1施設）

消防事務を統括する機関の執務施設

イ 消防署（4施設）

常時、複数の消防部隊及び特殊部隊が運用できる体制を有し、消防署の部隊に加え、分署及び分遣所の統括機能を有し、管轄内の火災、救急、救助及びその他の災害対応活動を第一線で行う機関の施設

ウ 分署（8施設）

常時、消防部隊が2隊以上運用できる体制を有し、管轄内の火災、救急、救助及びその他の災害対応活動を第一線で行う機関の施設

エ 分遣所（1施設）

常時、消防部隊が1隊以上運用できる体制を有し、管轄内の火災、救急、救助及びその他の災害対応活動を第一線で行う機関の施設

2 現状と課題

消防庁舎は、総務省が定める「消防力の整備指針」（以下「消防力の整備指針」といいます。）に基づく消防活動を、迅速かつ的確に実施できるよう、13施設（このうち、久居消防署は消防本部との複合施設）を設置しています。

これらの消防庁舎は、平成18年の市町村合併から老朽化対策として、総合支所庁舎の一部利活用、隣接した分署所の統合、新規建て替えをしてきた

中で、老朽化対策が未実施となっている庁舎の更新整備及び消防力の適正配置が課題となっています。

3 整備の考え方

消防庁舎は、消防力を置く重要な消防活動拠点であることから、消防力の整備指針を踏まえた上で、市域全域を守備することを念頭に効率的かつ効果的な位置へ適正に配置する必要があります。

このことから、消防本部の配置を検討する際には、市民の消防行政事務の利便性に加え、市災害対策本部や県内外からの消防応援部隊との連携を考慮するものとします。

また、消防署所の配置については、平時の消火、救急、救助活動を始め、地震や津波等の大規模災害を考慮するものとし、その配置を進めるに当たっては、組織改編も視野に入れ検討を行うこととします。

4 施設整備の進め方

消防庁舎の整備については、築後40年を経過した庁舎の建て替え又は改修や消防力の適正配置に向けた整備を進めます。

整備に当たっては、財政負担を軽減するために、国県等の補助制度や有利な地方債制度、民間資金を活用するなど効率的な整備を図ります。

なお、ユニバーサルデザインやバリアフリー化に配慮し、誰もが利用しやすい施設として整備を行うとともに、津波浸水予測区域内での庁舎整備については、市民が津波からの一時的な避難ができる機能を持った施設とします。

5 諸室機能の考え方

(1) 消防本部

本部各課の執務室、会議室、研修室（非常時には災害対策本部の設置や県内外の消防応援部隊との連絡調整本部に対応）、長期保存に対応した書庫、消防防災無線用鉄塔等を備えた施設とします。

また、通信指令センターは、24時間稼働することから、従事する職員の仮眠室や機器更新時のスペースを備えた施設とします。

今後の施設整備に当たっては、これらの必要な機能を備え付け、十分な消防力を発揮できるよう、国土交通省新営一般庁舎面積算定基準に準じた上で、大規模災害に対応可能な面積を備えるものとします。

(2) 消防署所

24時間稼働する執務室、会議室、車庫、仮眠室、訓練室（訓練塔）、食堂、浴室等の設備に加え、長期間の活動を支える備蓄機能を備えた施設

とします。

整備を図る機能については、全国消防長会基準をベースに設定しますが、今後の施設整備に当たっては、これらの必要な機能を備え付け、十分な消防力を発揮できるよう、配置車両や署員の人数に応じた相応の面積を備えるものとします。

6 施設管理の考え方

今後とも、消防活動の拠点として活用していけるよう、耐用年数が到来するまで計画的かつ予防的な維持管理に努めます。